

佐八酒消組監第24号

令和6年11月29日

佐倉市八街市酒々井町消防組合

管理者 西田三十五様

佐倉市八街市酒々井町消防組合

監査委員 浅羽芳明

監査委員 江澤真一

令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書
の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により、令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合の定期監査を執行したのでその結果報告書を同条第9項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和6年度佐倉市八街市酒々井町消防組合定期監査結果報告書

第1 定期監査の対象所属

消防本部総務課、企画課、予防課及び査察調査課

第2 定期監査の対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

第3 定期監査の実施日

令和6年11月25日（月）

第4 定期監査の実施場所

佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部

第5 定期監査の方法

定期監査資料として、帳票、帳簿及び書類等の提出を求め、予算及び事務事業の執行が計画的かつ効率的に行われているか、その手続きは適切か、会計処理は法令等に従っているか等の審査を行いました。

内容聴取については、それぞれの所属の所管事務事業の執行状況等について質疑応答の方法で行いました。

第6 定期監査の結果

1 予算の執行状況

予算の執行状況は、適正であると認められました。

2 事務事業の執行状況

主な事務事業の執行は、適正であると認められました。

3 事務の処理状況

事務の処理状況は、おおむね良好であると認められました。

4 総括

各課の事務事業が適正かつ効率的に行われていることが確認でき、予算の執行並びに各事業の執行についても例月出納検査を実施していることから、適正に処理されていきました。

5 留意事項

- (1) 全課が課題としていた人材育成については、人材確保、育成に努め、組織づくりの基本である適材適所に重点を置き、組織が一体となって課題解決に努めてください。
- (2) 庁舎整備は、維持管理以外にも職員の業務効率向上や健康管理につながることから、構成市町と協議し計画的にすすめてください。
- (3) 専門知識を要する業務の人材育成を促進するため、現在の事務の精査とDXの推進により、職員の負担軽減を図ってください。